

一般財団法人 児童健全育成推進財団 健全育成研究助成
2018年度 第4回 助成研究報告書
(児童厚生員養成校特定助成)

研究テーマ

児童厚生員の質的向上に向けた研究

～児童厚生一級指導員養成校における児童館実習プログラムの検証～

報告者 荒川 大靖(新潟医療福祉大学)

目次

序章

第1節 研究背景と目的

第2節 研究方法

第1章 認定児童厚生員資格制度と養成校

第1節 認定児童厚生員資格制度

第2節 養成校における児童厚生員養成課程

第3節 児童館実習Ⅰ・Ⅱの基本的枠組み

第2章 社会福祉士相談援助実習

第1節 社会福祉士とソーシャルワーク

第2節 社会福祉士養成における実習教育について

第3節 実習プログラミングの基本的考え方

- 1) 基礎的・通底的ソーシャルワークについて
- 2) 相談援助実習プログラミングの意義について
- 3) 相談援助実習プログラムの3段階モデルについて

第3章 中堅児童厚生員等研修会での研修プログラムについて

第1節 研修会の概要

第2節 参与観察の所見

- 1) 全体を通して
- 2) 地域福祉演習を通して
- 3) 児童館と地域福祉に関する考察

第4章 一級指導員養成校における養成教員に対するインタビュー調査

第1節 インタビュー調査の概要

第2節 A大学B学科における保育実習及び教育実習(幼稚園)

第3節 A大学B学科における保育実習と児童館実習の関係性について

第4節 児童厚生一級指導員取得までのプロセスについて

第5節 インタビューを通して確認された事柄

第5章 新潟医療福祉大学社会福祉学科における児童館実習に関する検証

第1節 新潟医療福祉大学における社会福祉士関連実習と児童館実習

第2節 児童厚生一級指導員取得までのプロセスと現状について

第3節 児童館実習Ⅰ(相談援助実習Ⅱ)での学びの実際

第4節 児童厚生員養成に関する意見交換会

第5節 学生の振り返りと実習指導者の意見の比較を通して

第6章 検討と考察

第1節 共通する指摘事項

第2節 考察

第7章 児童館実習プログラミングに関する提言

謝辞

※本研究は、新潟医療福祉大学倫理委員会における倫理審査により承認されていることを申し添える。「承認番号:18002-180706」

用語の定義

本文中における以下の用語の正式名称は以下の通りである

「財団」：一般財団法人児童健全育成推進財団

「一級指導員」：児童健全育成推進財団認定児童厚生一級指導員

「養成校」：児童厚生員養成課程認定校

序章

第1節 研究背景と目的

- ◇ 新潟医療福祉大学社会福祉学科は、社会福祉士養成を基本として、介護福祉士や精神保健福祉士といった福祉に関する国家資格のうち2つの資格取得を同時に目指す「ダブルライセンス」を主眼としている。その中において、第4の資格として、「児童厚生一級指導員」（以下一級指導員）の養成を2018年（養成校認定は2017年より）から開始している。児童健全育成推進財団から認定をうけた、児童厚生一級指導員の養成校としては、福祉系4年生大学で全国初の試みである。
- ◇ 筆者は児童館実習Ⅰの調整作業にあたり、実習依頼する段階で、実習先の児童館・児童センターの児童厚生員から様々な質問・要望を受けた。
 - 「どんなことを指導してほしいのか」
 - 「私が1級指導員を取ったときは泊まりこみで厳しいカリキュラムを受けた、10日間(延べ20日間)で同じことができるのか」
 - 「部分実習・責任実習はあるのか」
 - 「養成校で資格取得後、現場に就職した際に〔指導的立場〕が期待される指導員になることができるか」
 - 「指導案の書式を作って指導してほしい」といった内容であった。
- ◇ 全国的に見ると、保育士資格や幼稚園教諭を基礎資格(2階建ての1階部分)とし、資格取得を前提とした認定児童厚生指導員(2階建ての2階部分)取得を目指す養成校が一般的である。
- ◇ 本研究では、社会福祉士を基礎資格とした一級指導員養成にあたり、その運営に携わっている立場から、その養成課程に関する調査研究を行った。
- ◇ 特に児童館実習に注目し、児童館実習プログラム対する課題抽出と実習プログラムモデルの作成に取り組んだ。
- ◇ もって児童厚生員の資質の向上を図ることを本研究の目的とする。

第2節 研究方法

☆ 本研究は以下の方法を用いて行った

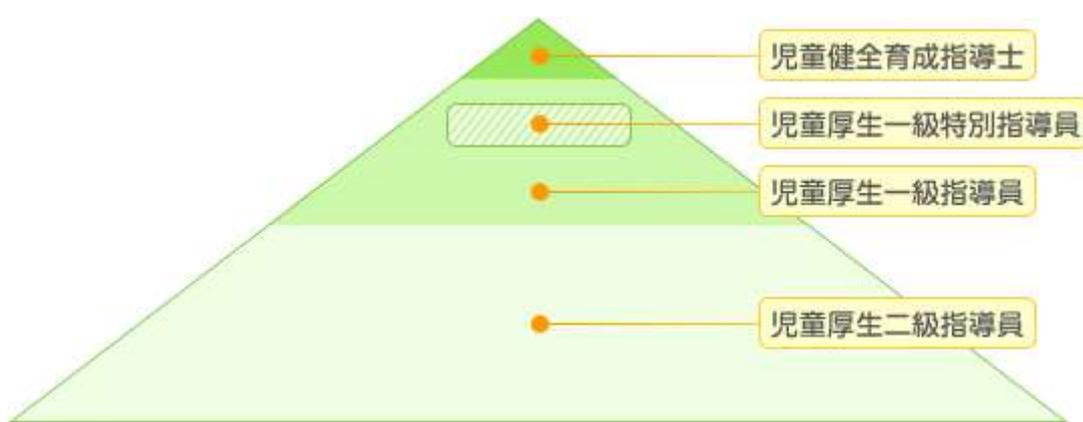
- ・ 社会福祉士相談援助実習に関する文献調査
- ・ 中堅児童厚生員等研修会に対する参与観察
- ・ 一級指導員養成校における養成教員に対するインタビュー調査
- ・ 新潟医療福祉大学社会福祉学科における養成課程に対する検証

第1章 認定児童厚生員資格制度と養成校

第1節 認定児童厚生員資格制度

※「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に対する調査研究報告書」(2018)にて端的にまとめられている。以下にはそこから引用、抜粋する形で資格制度の概要を整理する。詳細は当該報告書を参照いただきたい。

◇ 認定児童厚生指導員は複数の階層が構成されており、それぞれの名称と関係性は以下のような枠組みで運用されている。



一般財団法人児童健全育成推進財団 HP より

- ◇ 児童厚生二級指導員資格は、児童館・放課後児童クラブの活動内容や遊びと生活を通じた発達支援について理解し専門的スキルを習得した者に認定する資格であると定められている。認定要件は、①児童館・放課後児童クラブの有給従事者②育成財団が定める基礎研修の理論(必修9科目)と実技(必修3科目+選択必修1科目)をすべて履修し、財団へ申請することで取得できる。
- ◇ 児童厚生一級指導員資格は、二級指導員の内容に加え、地域福祉活動や児童ソーシャルワークについて理解し、そのスキルを習得した者に認定する資格であると定められている。
- ◇ 児童厚生一級指導員資格の認定要件は以下の④点が挙げられている
 - ① 児童館・放課後児童クラブの有給従事者として5年以上の勤務経験を有する
 - ② 児童厚生二級指導員の資格認定要件を満たしている
 - ③ 中堅児童厚生員等研修会を修了している
 - ④ 資格認定試験に合格している

- ◇ 児童厚生一級指導員と二級指導員は、それぞれ現任者研修を修了することを通して取得する方法と、養成校で所定の単位を取得し卒業することで取得できる方法の2つがある。
- ◇ 二級及び一級指導員のほかに児童厚生一級特別指導員及び児童健全育成指導士が制度化されている。以上の関係を整理した表は以下の通りとなる。

研修	資格	養成校
全国児童厚生員等指導者養成研修	児童健全育成指導士	
児童厚生一級特別セミナー	児童厚生一級特別指導員	
中堅児童厚生員等研修会	児童厚生一級指導員	指定科目修了
児童厚生員等基礎研修会	児童厚生二級指導員	指定科目修了

児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に対する調査研究報告書 P38 より抜粋

第2節 養成校における児童厚生員養成課程

- ◇ 「児童館 理論と実践」にて、児童厚生員養成課程制度の始まりについて記載されている。同書によると児童厚生員養成課程制度は平成8年(1996)年4月より、3校5学科で開始されている。その背景としては、「学校からの学生向けの資格を持たせて卒業させたいという要望と財団事務局側として児童館および児童厚生員のさらなるアピールを望んでいたことが一致した」とされている。さらに児童厚生員の研修体系と資格制度の経緯は以下のようになっている。

年	研修体系化の経緯	認定資格制度の経緯
1976年(昭和51)	児童厚生員等基礎研修開始	
1986年(昭和61)	中堅研修会児童厚生員等研修会開始	
1992年(平成4)	児童厚生員等研修体系化	児童厚生員資格認定制度創設
1996年(平成8)	研修体系改訂	大学・専修学校での児童厚生員養成課程開始
2008年(平成20)		「児童厚生員資格認定委員会設置」
2009年(平成21)	研修体系改訂	児童厚生一級指導員に認定試験を導入

児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に対する調査研究報告書 P37 より抜粋

- ◇ 児童厚生員養成課程とは、大学・短期大学等の教育課程に開設された複数の科目群のことを意味しており、修業年数は1年以上と定めている。
- ◇ 2018年4月現在児童厚生員養成校は全国に45校あり、35校が2級、10校が1級養成校となっている。
- ◇ 養成校にて養成課程を修了し取得した者は、二級指導員認定者において44.6%、一級指導員認定者の25.3%を占めている
- ◇ 児童厚生員養成課程で認定の基礎とする資格や免許として以下のものがあげられ

ている。

- ・保育士資格
- ・社会福祉士資格(もしくは、受験資格)
- ・幼稚園、小・中・高等学校教諭

◇ 平成 19 年当時の指定科目については以下のようになっていた。

児童厚生一級指導員		児童厚生二級指導員	
科目名	単位数	科目名	単位数
児童の健全育成と福祉	2	児童の健全育成と福祉	2
児童館の機能と運営 (児童クラブを含む)	2	児童館の機能と運営 (児童クラブを含む)	2
児童館の活動内容と指導法 (児童クラブを含む)	4	児童館の活動内容と指導法 (児童クラブを含む)	2
I. 文化、表現活動等 II. 運動、野外活動等	(2) (2)	(文化、表現活動、運動、野外活動等)	
児童福祉援助技術	2	児童福祉援助技術	2
地域福祉	4	地域福祉	2
I. 地域福祉論 II. コミュニティーワーク演習	(2) (2)	(地域福祉論、 コミュニティワーク演習、等)	
児童館実習 (児童クラブを含み20日間)	4	児童館実習 (児童クラブを含み10日間)	2
合計単位数	18	合計単位数	12

児童館 理論と実践 P278 より

◇ 児童厚生員養成課程のご案内 2019 年度版によれば、2019 年現在の指定科目は以下のようになっている。

科目名	単位数	2 級	1 級
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	◎	◎
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法 I	2	◎	◎
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法 II	2		◎
児童館実習 I (10 日)	2	◎	◎
児童館実習 II (10 日)	2		◎
合計単位数		6	10

児童厚生員養成課程のご案内 2019 年度版を参考に筆者作成

◇ 養成校における指定科目の内容等は以下の通り定められてる。

▶▶▶ 7. 指定科目の内容、及び担当教員

(1) 児童館・放課後児童クラブの機能と運営（講義・2単位）	
ねらい	児童福祉の基本理念である「健全育成」の考え方を理解するとともに、現代の子どもの健全育成上の課題について学ぶ。 また、その理念を地域で具現する児童館・放課後児童クラブの機能を理解する。
内容	児童福祉法制定当時の経緯、児童福祉法に盛り込まれた健全育成の考え方、健全育成の具体的内容、現代の子どもの健全育成上の課題、遊びの健全育成上の意義。 児童館の起源、施策の経緯、施設概要、施設規模別特徴、児童館の機能と運営上の留意点、児童館ガイドライン、児童館の課題と展望。 放課後児童健全育成事業の概要、活動内容と実施上の留意点、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童クラブ運営指針、都道府県認定資格研修、放課後児童クラブの課題と展望。
実施上のポイント	健全育成、児童館、放課後児童クラブの3つの領域をバランスよく、なおかつ、網羅的に盛り込むこと。 児童館や放課後児童クラブの活動については、特定の地域の事例に偏ることなく、全国各地の事例に触れるよう努めること。また、DVD教材等を積極的に活用するなど、学生が現場の様子を具体的にイメージできるように工夫すること。 施策動向等に注意し常に最新の法令、情報(統計資料・実際事例等)を示すこと。
授業計画例(参考)	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. 児童福祉法の理念と健全育成 3. 健全育成の具体的な内容と遊びの健全育成上の意味 4. 児童館・放課後児童クラブの変遷～その源流から現在の状況まで 5. 児童館・放課後児童クラブの概要と特性 6. 児童館ガイドラインの内容と児童館に求められる機能① 7. 児童館ガイドラインの内容と児童館に求められる機能② 8. 放課後児童クラブの「基準」「運営指針」「認定資格研修」 9. 運営管理(法令遵守、子どもの権利擁護、要望・苦情への対応、他) 10. 安全対策(安全管理・危機管理、防災・防犯、事故防止活動、他) 11. 児童館・放課後児童クラブの環境構成 12. 児童館・放課後児童クラブにおける障害児支援 13. 児童厚生員・放課後児童指導員の職場倫理 14. 児童館・放課後児童クラブの課題と展望 15. まとめ
担当教員	<ol style="list-style-type: none"> ①「児童家庭福祉」「社会的養護」「社会福祉」のいずれかの科目担当者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。 ②地方公共団体や広域を対象とする団体等で児童館・放課後児童クラブに関する指導的業務を担当する者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。 ③児童健全育成推進財団認定「児童健全育成指導士」の資格を有する者。 ④児童館・放課後児童クラブの勤務経験が20年以上の現任者。 ⑤上記、①～④に相当する知見を有すると本財団児童厚生員養成課程認定委員会が認めた者。 <p>※複数の担当者によるオムニバス形式での講義も可とする。その場合、主となる担当者を1人決め、担当者間で連絡を取り合いつつ授業を進めるものとする。</p> <p>※担当者は原則として、「児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法（Ⅰ、及びⅡ）」を兼ねて担当することはできないものとする。</p>

(2) 児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法 I (講義・2単位)	
ねらい	児童ソーシャルワークをベースとした、児童館・放課後児童クラブの日々の活動の流れとともに、行事の企画や、利用者への対応、地域とのかかわり等について学び、児童館・放課後児童クラブの業務の実際を把握する。
内容	児童館・放課後児童クラブにおける日々の活動の流れ。 年間を通じた活動の流れ、行事等の企画立案方法。 小学生の仲間づくり、子育て支援活動、ボランティアの育成・支援等、児童館・放課後児童クラブの基本的活動の実施方法。
実施上のポイント	必要に応じて、演習を取り入れること。 DVD等映像教材を使用する、現場の児童厚生員をゲストとして招く、施設見学を実施するなど、現場の即戦力となる人材養成を意識して実施すること。
授業計画例(参考)	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. 児童館・放課後児童クラブの1日(週、年)の流れと活動のねらい 3. 児童館・放課後児童クラブにおける遊びの環境構成 4. 遊びを通じた支援の実際(プログラム作り、具体的展開、支援法) 5. 遊びを通じた児童の健全育成 6. 児童館・放課後児童クラブにおけるグループワーク 7. 児童館・放課後児童クラブにおけるケースワーク 8. 小学生の仲間づくり・居場所づくり 9. 子育て支援活動 10. ボランティアの育成・支援 11. 児童館・放課後児童クラブにおける生活・学習支援 12. 保護者・学校・地域との連携 13. 子どもたちのニーズに基づいた行事やイベントの企画立案(演習) 14. 企画発表会、講評 15. まとめ
担当教員	<p>①児童館・放課後児童クラブの勤務経験が20年以上の現任者で、施設長等、現場の指導的立場にいる者。</p> <p>②児童健全育成推進財団認定「児童健全育成指導士」の資格を有する者。</p> <p>③上記、①②に相当する知見を有すると本財団児童厚生員養成課程認定委員会が認めた者。</p> <p>※複数の担当者によるオムニバス形式での講義も可とする。その場合、主となる担当者を1人決め、担当者間で連絡を取り合いつつ授業を進めるものとする。</p> <p>※担当者は原則として、「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」を兼ねて担当することはできないものとする。</p>

(3) 児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法 II (講義・2単位)	
ねらい	児童ソーシャルワークをベースとした、児童館・放課後児童クラブの日々の活動の流れとともに、行事の企画や、利用者への対応、地域とのかかわり等について学び、児童館・放課後児童クラブの業務の実際を把握する。
内容	児童ソーシャルワークの展開方法。 中高生の居場所づくり、児童の参画、地域のネットワークづくり等、児童館・放課後児童クラブの発展的活動の実施方法。 児童館・放課後児童クラブ活動の記録方法。
実施上のポイント	必要に応じて、演習を取り入れること。 DVD 等映像教材を使用する、現場の児童厚生員をゲストとして招く、施設見学を実施するなど、現場の即戦力となれる人材養成を意識して実施すること。
授業計画例 (参考)	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション 2. 児童館・放課後児童クラブにおけるコミュニティーワーク 3. コミュニティーワークの展開方法と児童厚生員の役割 4. 地域のネットワークづくり (地域資源の発掘・育成) 5. 地域のネットワークづくり (地域の関係機関との連携・協働) 6. 児童館・放課後児童クラブにおける相談対応 (子ども、保護者) 7. 子どもの社会参画 (考え方、プログラム) 8. 中高生の居場所づくり 9. 配慮を要する児童へのかかわり 10. 配慮を要する児童へのかかわり 11. 実践記録の取り方 12. 実践レポートの書き方 13. 地域のニーズを踏まえた行事やイベント等の企画立案 (演習) 14. 企画発表会、講評 15. まとめ
担当教員	<p>①児童館・放課後児童クラブの勤務経験が 20 年以上の現任者で、施設長等、現場の指導的立場にいる者。</p> <p>②児童健全育成推進財団認定「児童健全育成指導士」の資格を有する者。</p> <p>③上記、①②に相当する知見を有すると本財団児童厚生員養成課程認定委員会が認めた者。</p> <p>※複数の担当者によるオムニバス形式での講義も可とする。その場合、主となる担当者を 1 人決め、担当者間で連絡を取り合いつつ授業を進めるものとする。</p> <p>※担当者は原則として、「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」を兼ねて担当することはできないものとする。</p>

(4) 児童館実習Ⅰ（実習 10 日・2 単位）、児童館実習Ⅱ（実習 10 日・2 単位）	
ねらい	児童館・放課後児童クラブの現場で実際に業務を体験することで、児童館や放課後児童クラブの活動を理解するとともに、自分自身の適性を改めて見つめ直す。
内容	<p>I</p> <p>実習のオリエンテーション、実習記録の取り方。 児童館における 10 日間の実習。 児童館・放課後児童クラブの 1 日の流れや、利用者の様子、多様な活動内容、職員の役割や声掛けの実際等について理解する。</p> <p>児童館内の放課後児童クラブや児童館と密接に連携している放課後児童クラブであれば、5 日間に限り、放課後児童クラブで実習することも可とする。</p> <p>保育実習Ⅲとしての実施も可とする。</p>
	<p>II</p> <p>児童館における 10 日間の実習。 「児童館実習Ⅰ」の内容に加えて、配慮を要する児童への対応や、地域のネットワークづくり等、児童館・放課後児童クラブが担う児童ソーシャルワークの実際について理解する。</p> <p>当該児童館の機能が限定的であり、児童館の本来機能を十分に学び取ることが困難であると判断される場合は、5 日間に限り、児童館が連携する近隣の放課後児童クラブ、子育て支援センター、子育て支援拠点（つどいの広場）、プレイパーク等で実施することも可とする。</p> <p>児童館や放課後児童クラブ、児童健全育成推進財団が認定する児童育成活動並びにイベント等におけるサービスラーニング、もしくはインターンシップも可とする。</p> <p>（「サービスラーニング」や「インターンシップ」とは、児童館・放課後児童クラブ等におけるボランティア活動やアルバイト等を学びの機会と捉えて、学校の指導のもと意識的に取り組むものです。これらの適用を希望する場合は、事前に育成財団事務局までご相談ください。）</p>
実施上のポイント	<p>実習内容について、事前に受入児童館と十分に打ち合わせをすること。</p> <p>実習先は基本的に児童館である。</p> <p>保育実習Ⅲとして読み込むために「児童館実習Ⅰ」を 10 日を超えて実施する場合、その超過日数分は児童館実習Ⅱに割り振ることができるものとする。</p>
担当教員	<p>①「児童家庭福祉」「社会的養護」「社会福祉」のいずれかの科目担当者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。</p> <p>②児童館・放課後児童クラブの勤務経験が 20 年以上の現任者。</p> <p>③地方公共団体や広域を対象とする団体等で児童館・放課後児童クラブに関する指導的業務を担当する者であって、児童館・放課後児童クラブに精通する者。</p> <p>④児童健全育成推進財団認定「児童健全育成指導士」の資格を有する者。</p> <p>⑤上記、①～④に相当する知見を有すると本財団児童厚生員養成課程認定委員会が認めた者。</p>

第3節 児童館実習Ⅰ・Ⅱの基本的枠組み

- ◇ 既述のとおり児童厚生一級指導員取得の指定科目として、児童館実習Ⅰ・Ⅱが定められている。それぞれ10日間という枠組みで主に児童館現場で実習を行うわけだが、実習受入の児童館現場に向けたマニュアルとして2018年に「児童館のための実習受入マニュアル」が発行されている。全国の児童館現場に配布された。(養成校においても情報提供を受けた)
- ◇ マニュアルによると児童館にて実習生を受け入れる意義については、「学生が地域における児童館の役割を肌で感じる貴重な機会である」とした上で「たとえ学生が児童館に就職しなくても、健全育成や児童館の理解者を福祉や教育の現場に送り出すこと大きな意義がある」と明記されている。
- ◇ 実習の段階的形態が例示されている。

実習段階	具体的内容	実習指標
観察実習	児童館の活動の流れを観察 子どもの遊びに介入	職員の役割、動きの理解 子どもの過ごし方を理解
参加実習	プログラムを通して子どもと関わる 活動を補助する	具体的な指導法の学習
部分実習	プログラムの一部を企画・実施	
責任実習	プログラムの全体を企画・実施	指導案の作成

実習受入マニュアルをもとに筆者が作成

- ◇ 実習受け入れ児童館は「実習計画」を事前に作成し実習期間中の流れを事前オリエンテーション等で実習予定学生に伝えることが求められている。
- ◇ 実習計画作成に当たって盛り込むことが勧められている項目としては以下の内容が明文化されている。
 - ・乳幼児、小学生から中学生以上の年長児童までの幅広い世代と関わる機会を意図的に設定すること
 - ・実際に保護者や地域の方々と職員の関わりに同席させてもらうこと
 - ・関係機関に対しても、実際にやりとりの相手がいる現場に立ち会うこと

- ✧ 事前オリエンテーションについても、実施方法のほか押さえるべき内容が示されている。児童館の基本的理解に加え、放課後児童クラブとの違いや児童厚生員及び館長の役割(地域と児童館をつなぐ役割や行政に対して働きかけていく役割など)について伝える必要があるとしている。

第2章 社会福祉士相談援助実習と児童館実習

第1節 社会福祉士とソーシャルワーク

社会福祉士の実習演習担当教員講習会等に用いられている、日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版」及び「社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方」をもとに社会福祉士及びソーシャルワークの定義ならびに実習プログラミングについて整理する。

☆ 社会福祉士とは1988(昭和63)年に施行された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく国家資格である。

☆ 社会福祉士とは名称独占の資格であり、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡調整その他の援助を行うことを業とする者」と定められている。(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第1項)

☆ 国際ソーシャルワーカー連盟におけるソーシャルワークの定義は以下のようになっている。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利(ウェルビーイング)の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワーメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介入する。人権と社会正義の原理は、ソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」

☆ ソーシャルワークの定義は、2014年に「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」という形で改訂されている。

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワーメントと解放を促進する実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性の尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学、および地域・民族固有

の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。

第2節 社会福祉士養成における実習教育について

- ◇ 社会福祉士国家資格受験資格取得のために定められている指定科目において、実習・演習科目がある。

相談援助演習	150 時間以上
相談援助実習指導	90 時間以上
相談援助実習	180 時間以上

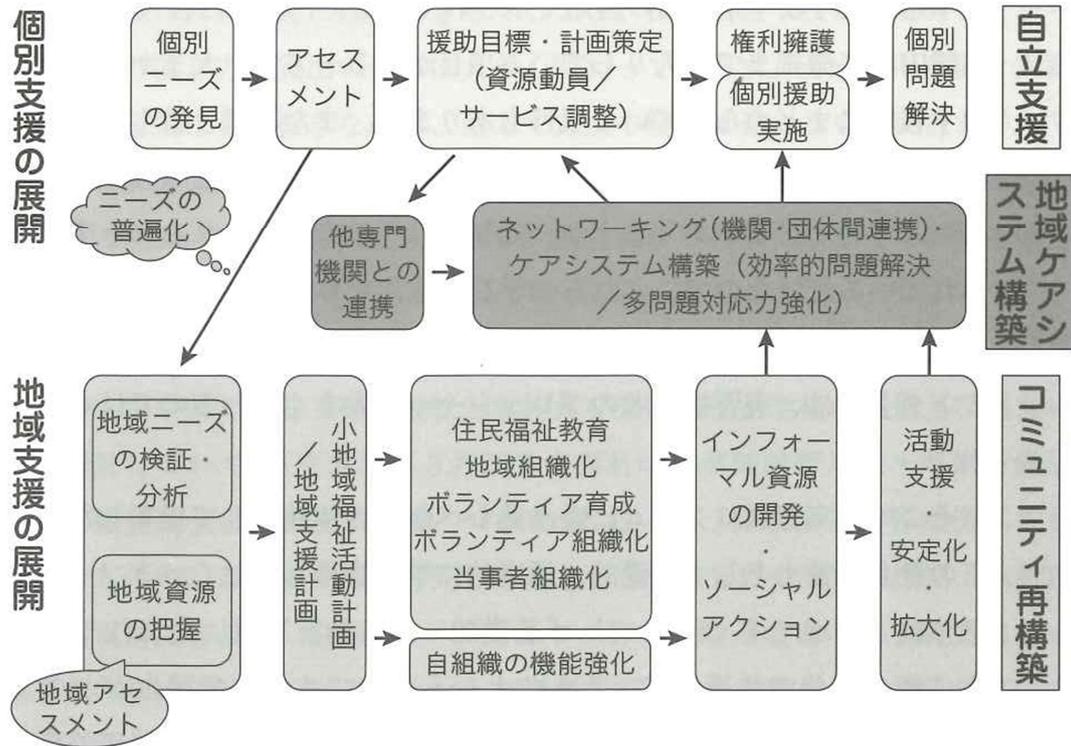
- ◇ 実習指導とは実習事前・事後指導のことを指している。
- ◇ 国の通知「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認に係る指針について(19 文科高等 19 号、厚生労働省社援発第 0328003 号)において「相談援助実習において学ぶべき事項(教育に含むべき事項)」が示されている。
 - (ア) 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成
 - (イ) 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成
 - (ウ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成
 - (エ) 利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む)とその評価
 - (オ) 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際
 - (カ) 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解
 - (キ) 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際
 - (ク) 当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

第3節 実習プログラミングの考え方

1) 基礎的・通底的ソーシャルワークについて

- ☆ 社会福祉士養成における相談援助実習においては、その実習先種別は多岐にわたる場合が多い。特別養護老人ホームや児童養護施設、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどがその一例である。
- ☆ そのため、実習体験内容の共通性の担保と到達点となる目標の標準化が求められている背景がある。
- ☆ 以上の背景を踏まえ、「実習で体験する基礎的・通底的ソーシャルワーク4領域」という考えが提唱されている。
 - ① 個別支援・・・「アセスメント→援助目標・計画策定→個別援助・権利擁護」という流れである。マイクロレベルのアプローチを差し、個別の問題解決を目指す。
 - ② 地域支援・・・「地域アセスメント(ニーズの検証・地域資源の分析)→小地域福祉活動計画(住民)/地域支援計画(専門職)→住民福祉教育、地域組織化、ボランティア育成・組織化→当事者組織化及び自組織機能強化→インフォーマル資源開発およびソーシャルアクション」という流れである。メゾ・マクロレベル領域への働きかけを指し、「この人のこのニーズは、地域の多くの同じような立場の人々ニーズでもあるのではないか」という視点にたつ。
 - ③ 権利擁護・サービス向上・・・自立生活の安心向上に関するすべての配慮・視点・取り組みのこと。具体的な事業としては、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用、虐待防止、苦情解決システム、福祉サービス第三者評価や外部評価等の事業を指す。
 - ④ 連携・ネットワーキング・・・フォーマル・インフォーマル資源を意図的に繋げる。分野を超えた専門機関や専門職ネットワークの構築を差し、「要援護者の自立支援の実現」「地域ケアシステムの構築」「コミュニティの再構築」が期待される。

これらのソーシャルワークの流れについて以下のフローチャートで示されている。



「社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方」P12 より引用

2) 相談援助実習プログラミングの意義について

◇ 社会福祉士の相談援助実習プログラミングにおいて、実習基本プログラムの作成の意義は以下のように示されている。

- ① 事前に実習生に伝達し、共通認識を形成すること
- ② 養成校教員と共有し事前指導に反映させること
- ③ 専門性を多職種同僚等に対して表明・説明すること

◇ 学生である実習生が実習先に身を置くということは、「出たところ勝負」「当たって砕ける」「体当たりで挑む」ではなく計画性を持ち臨むことが求められている。

3) 相談援助実習プログラムの3段階モデルについて

◇ 社会福祉士の相談援助実習の基本形として提唱されているのが、ソーシャルワーク実習を3段階に整理したモデルである。

- ① 職場実習・・・職場のミッション、各職種の役割、施設の運営管理の方針等
- ② 職種実習・・・専門職の仕事の理解、記録・会議出席等
- ③ ソーシャルワーク実習・・・相談面接、支援計画、モニタリング、カンファレンス等

以上の内容を踏まえ、整理された実習プログラムモデルは以下のように示されている。

	事前学習	職場実習	職種実習	ソーシャルワーク実習
個別支援	<ul style="list-style-type: none"> アセスメント方式の学習 対象者像の理解(ニーズ・心理・対話) 	<ul style="list-style-type: none"> ニーズキャッチシステム アセスメントの枠組み・留意点 	<ul style="list-style-type: none"> 関係形成 	<ul style="list-style-type: none"> 面接 カンファレンス 資源マネジメント アセスメント 交援計画 評価
権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> 権利擁護の仕組み・制度に関する事前学習 	<ul style="list-style-type: none"> サービス向上委員会 苦情解決システム 第三者評価 	<ul style="list-style-type: none"> スーパービジョン 職員研修体系・内容 情報公開・利用者参加 	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者体験 成年後見制度雇用者事例研究 日常生活自立支援事業利用者事例研究 モニタリング 苦情解決事例研究
地域支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域アセスメントの方法理解 地域データの事前収集・分析 	<ul style="list-style-type: none"> 地域アセスメント 懇談会、インタビュー・視診・踏査など 施設機能の地域開放・福祉教育・利用者一住民交流事業 社会・地域貢献/公益事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域支援計画 当事者組織化・地域組織化・ボランティア組織化 入所利用者組織化・ボランティア育成・支入 	<ul style="list-style-type: none"> 自組織機能の強化/運営管理 当事者組織・地域組織・ボランティア組織運営支援
連携-NW	<ul style="list-style-type: none"> 地域における連携の現状に関する事前学習 	<ul style="list-style-type: none"> さまざまな専門職と機関内連携 機関間連携 民生委員との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括ケア会議/小地域ケア会議/その他各種会議への参加 種別協議会/予算対策/行政との連携など 	

相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第2版 P49 より引用

第3章 中堅児童厚生員等研修会での研修プログラムについて

第1節 研修会の概要

研修会資料よりその概要を整理する

◇ 参与観察対象の研修会

- ・主催：一般財団法人 児童健全育成推進財団
- ・期日：平成30年10月9日(火)～12日(金)
- ・場所：国立オリンピック記念青少年総合センター
- ・研修対象者：①5年以上の経験を持つ児童館・放課後児童クラブ現任者
 - ②児童厚生2級指導員資格取得者
 - ③開会から閉会まで4日間の全プログラムに参加できる方
- ・参加人数：67名(青森～沖縄まで)

◇ 研修の目的は中堅層の児童館・放課後児童クラブ職員を対象に、地域の子育て環境づくりを推進する児童ソーシャルワーカーとしての専門性を高めることとしている。

◇ 児童館・放課後児童クラブ活動を地域福祉の観点から巨視的に捉える同時に、子どもの健全育成や子育て支援活動の総合的理解を目指している。

◇ 研修科目は地域福祉演習、レポートⅠ、事例研究Ⅰ、特別講義で構成されている。

◇ プログラム詳細は以下のとおりである

【会場：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟501】

平成30年度 中堅児童厚生員等研修会 プログラム

	【1日目】 10月09日 (火)	【2日目】 10月10日 (水)	【3日目】 10月11日 (木)	【4日目】 10月12日 (金)	
30				チェックアウト	30
10		事例研究 I 児童館の地域福祉活動 世田谷区鎌田区民センター 事務局長 (元世田谷区喜多見喜多見児童館 館長) 山田勝政	特別講義1 職場のチーム力 株式会社 Join for Kaigo 取締役 野沢悠介	改正児童館ガイドラインとこれからの児童館活動 厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課 児童健全育成専門官 佐藤晃子	10
30				リフレクション	30
11				閉会式・修了証授与	11
30					30
12	受付	昼食	昼食		12
	児童厚生1級指導員認定試験(任意)				
13	開会式				13
30		地域福祉演習 地域福祉活動のプログラム立案 児童健全育成推進財団 総務部長 阿南健太郎	特別講義2 子どもの参画と児童館活動 工学院大学 教育推進機構 准教授 安部芳絵		30
14	基調講義 児童健全育成推進財団 理事長 鈴木一光				14
30					30
15	休憩				15
30	オリエンテーション				30
16					16
30	アイスブレイク	レポートI 記録の取り方・レポートの書き方 鎌倉女子大学 講師 熊澤桂子	研修のまとめ		30
17					17
30	育成財団事業、資格制度等の説明				30
18	チェックイン				18
30					30
19	交流会				19
20					20

財団提供資料を引用

第2節 参与観察の所見

1) 全体を通して

- ✧ 話す、聴く、書く、発表するなどの専門的訓練も視野に入れていることから、全日程を通して盛んに名刺交換が行われていた。当然ながら 4 日間同じ受講者で過ごすことで「凝集性」が高まっていた。

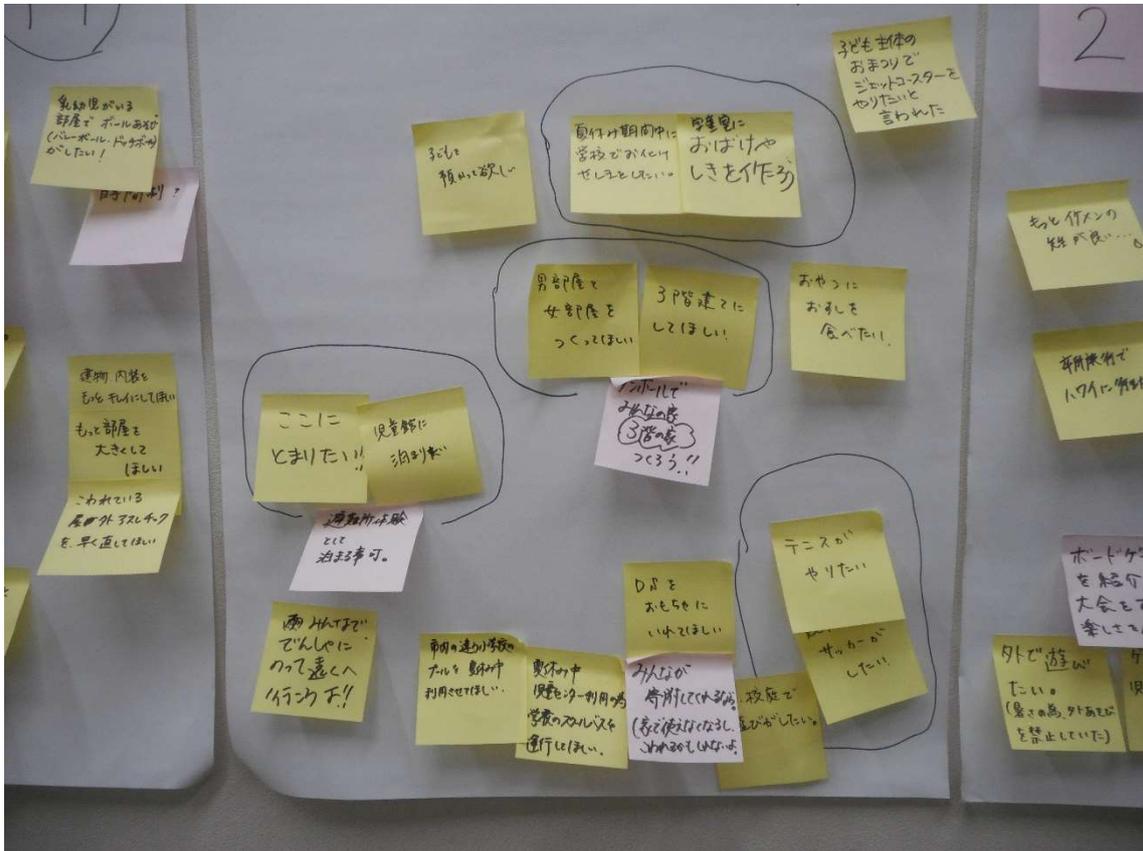


- ✧ 参加者へは一定のハードルが用意されている。
 - ・研修に先立ち、児童厚生1級指導員認定試験の受験が行われていること。(今回の研修会では約30名が受験していた。なお一級指導員資格認定の条件となっている)
 - ・4日間の日程に関して、全プログラムを通しての参加条件付けされていること。
 - ・事前のレポート課題を課されていること(レポートIの講義と連動し、研修を通してブラッシュアップすることが求められていた)

2) 地域福祉演習を通して

- ✧ 思考的演習

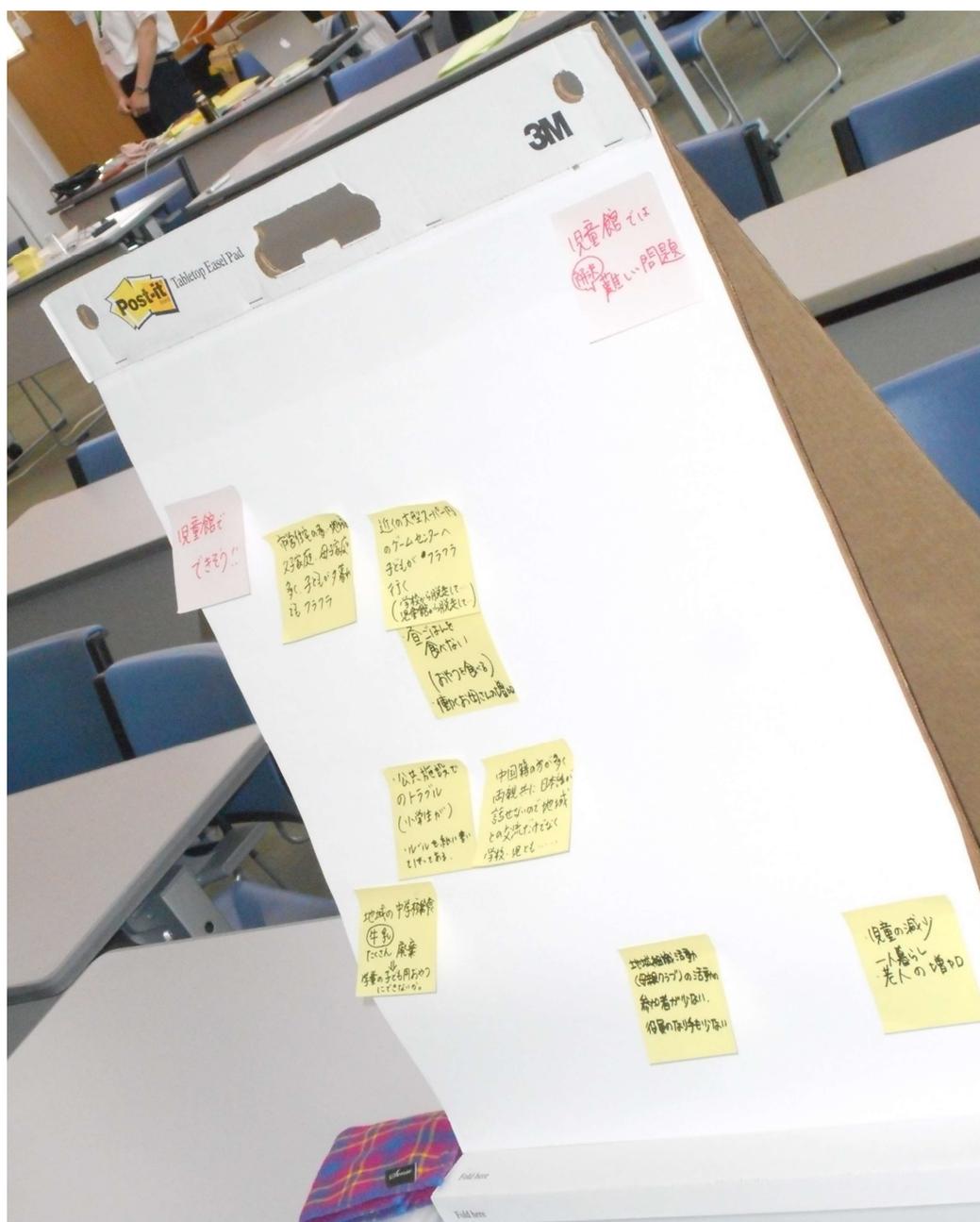
・付箋を用いてシェアリングとグルーピングを促すワークショップ形式がとられていた。地域福祉演習の科目では、児童館、放課後児童クラブでの困りごとを出し合ったのち、地域に目を向けて解決策を考え出しあう取り組みが行われた。



グルーピングしたものは壁面に掲示され、さらに全体で共有する環境が設定されていた

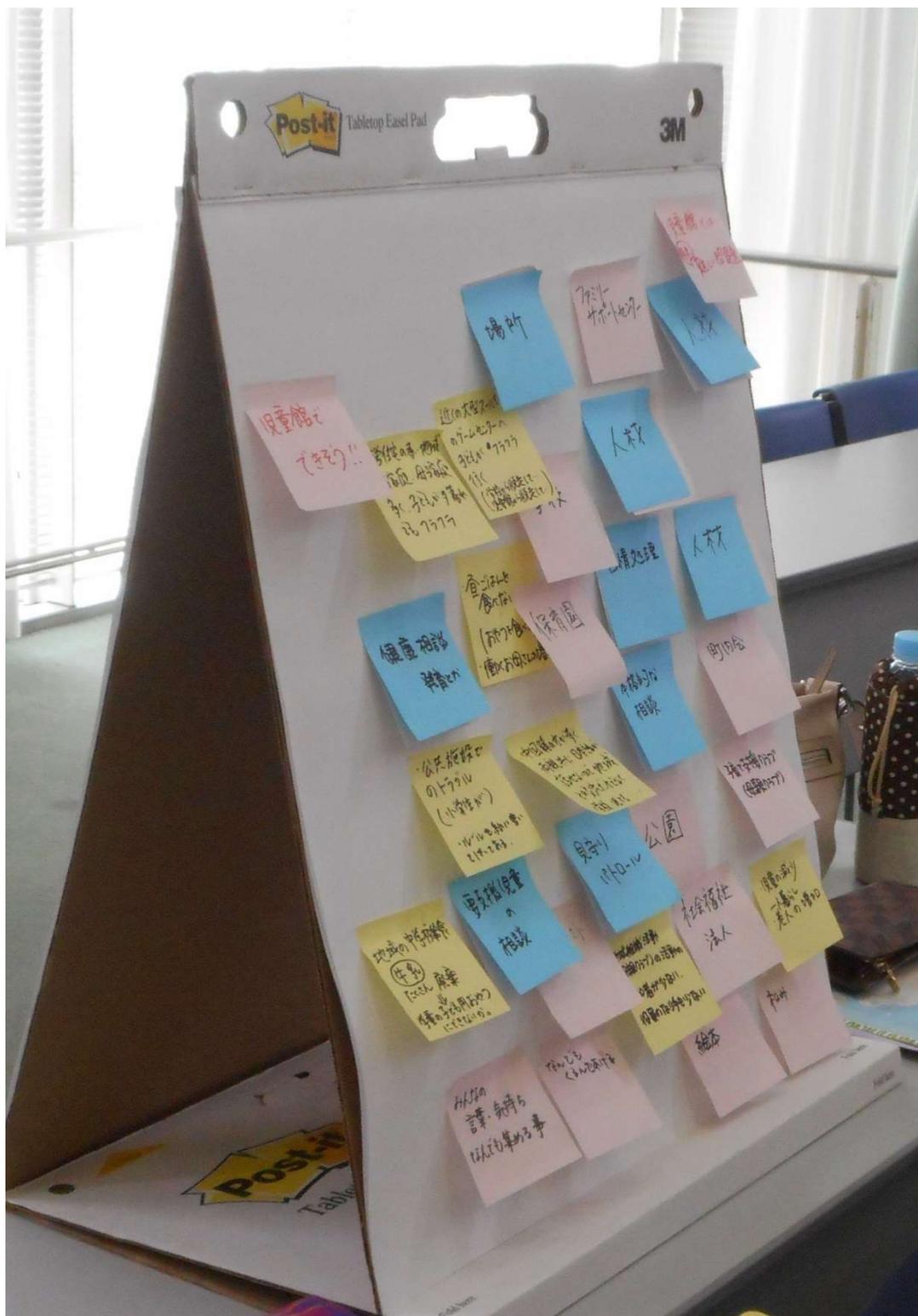
- ◇ 児童館周囲の地域資源を出し合い、児童館活動としてつながりをもって展開していくためのアイデアを出し合っていた。
- ◇ 地域福祉演習において、児童館のコミュニティーワークについて定義づけがなされていた。
 - ① 地域の様々な資源を把握する。(地域を知る)
 - ② 児童館の存在や活動目的を地域へ知らせる。(地域に知ってもらう)
 - ③ 地域の住民に働きかけてその力を引き出す。(地域と関係つくる)
 - ④ 福祉問題の解決に向けて組織化していく。(地域とともに作る)

- ☆ 「児童館で起こっている困りごと」とその「解決方法」を探るグループワークでは、多くのグループでは「児童館で起こっている課題」については豊富に上げることができていた。出しあった課題を2つに分ける①「児童館で(職員内で)解決できそう」②「児童館では解することが難しい問題」(=児童館でできなそう)と、多くが①に分別されていた。



課題の多くが児童館でできそうなもの(写真左側)に分別されていた

- ✧ 課題に対して、地域資源を考え足すことで、課題解決に向けた多面的な方向性を出し合うことができていた。



☆ また、1 日目基調講演(鈴木理事長)の中で、「地域福祉援助」が求められる背景として以下の4点があげられている。

- ・生活課題の多様化(ホームレス、多国籍住民、多重債務者、子供の貧困など)
- ・ソーシャルワークが対応すべき課題の深刻化(虐待や貧困、複合事例)
- ・援助の起点をワーカーからクライアントにシフト(クライアントを全人的に、生活を全体的に捉える視点が不可欠である)
- ・近年の地域福祉の強力な推進(地域の福祉課題を当事者、地域住民、行政、専門職等が協働して解決していくことをさす。生活のしづらさを専門職任せにしない)

3) 児童館と地域福祉に関する考察

- ☆ 児童館現場で働く中堅職員の傾向として、課題解決の主語が児童館や職員になりがちなのではないかという点である。児童館で起きている課題ばかりに焦点化しやすい可能性がある。第2章で述べた通り、ソーシャルワークの視点から地域福祉の推進に当たっては、利用者(この場合児童館利用者として子ども及び大人も含む)の個別課題は、地域共通の福祉課題ではないかと考える。そして地域ニーズの把握や地域資源のアセスメントにつなげる。地域が主体的にかかわりを持ち、地域組織化やインフォーマル資源の開発へ向かう。
- ☆ 地域福祉演習で見られたように、児童館(及び利用者)がもつ課題を児童館で解決しようとするという思考の偏りがあるのではないか。
- ☆ 改めて児童館における地域福祉を考えるうえで大切な点は、課題の中心に位置するのは児童館職員ではなく、児童館利用者とその地域であるということだ。言い換えれば児童館現場の都合で地域を操作するようなモデルは地域福祉活動の最善の姿とは言い難い。児童館活動のお手伝いだけを募る相手としての地域資源があるとしたら、それは相互の関係性構築のため手段の一部ではあるが、目的や目標ではない。既述の児童館における地域福祉、地域を知る・知ってもらう・地域の住民に働きかけてその力を引き出すといった地域福祉活動を念頭にした取り組みが必要である。

第5章 一級指導員養成校における養成教員に対するインタビュー調査

第1節 インタビュー調査の概要

調査日：2018年12月22日

調査対象：児童厚生1級指導員養成校A大学B学科講師(以下、講師とよぶ)

講師専門分野及び担当：子ども・家庭福祉、児童健全育成(児童厚生員養成課程)

取得可能資格：保育士、幼稚園教諭一種免許状、児童厚生一級指導員

調査方法：半構造化面接法

講師略歴：児童館現場で12年間勤務。傍ら同大学(当時短大)の児童厚生員養成課程科目の非常勤講師担当後、現職

第2節 A大学B学科における保育実習及び教育実習(幼稚園)

◇ 厚生労働省による保育実習の実施基準(平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によると、以下の通り定められている。

実習種別	履修	実習日数	実習施設
保育実習	必修	20日間	※A
保育実習Ⅱ	いずれかを選択必修	10日間	保育所
保育実習Ⅲ		10日間	児童厚生施設等

※A：保育所以外にも乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設等の社会福祉施設が列挙されている。

◇ B学科においては、基礎資格の一つである保育士資格取得のための保育実習を課している。状況を以下にまとめる。

科目名称	開講時期	履修	実習日数	実習施設
保育実習Ⅰ	1年後期	必修	10日間	保育所
	2年後期	必修	10日間	施設(児童福祉施設等)
保育実習Ⅱ	3年前期	必修	10日間	保育所
保育実習Ⅲ	4年前期	選択	10日間	施設(児童福祉施設等) 児童厚生施設

講師提供資料から筆者編集

- ◇ 国の基準によると、保育実習Ⅱ(保育所)もしくは保育実習Ⅲ(施設等)いずれかを選択し修了することとしている。一方B学科においては、保育所での実習を20日間、施設等での実習10日間必修としていることから、より充実した実習体験をすることができるようカリキュラム編成されていることがわかる。
- ◇ 同じく基礎資格としている幼稚園教諭一種免許状の取得にあたり、以下の教育実習を課している。

科目名称	開講時期	履修	実習日数	実習施設
教育実習	2年前期	必修	10日間	幼稚園
	3年後期	必修	10日間	幼稚園

第3節 A大学B学科における保育実習Ⅲと児童館実習の関係性について

- ◇ 児童厚生員資格取得のためには、保育実習Ⅲ10日間に加え、児童厚生員実習10日間の2科目を選択することとしている(保育実習指導Ⅲを含む)。

科目名称	開講時期	履修	実習施設
保育実習Ⅲ	4年前期	10日間	児童厚生施設
児童厚生員実習		10日間	

講師提供資料から筆者編集

- ◇ 保育実習Ⅲの学習目的は以下のように定められている。
 - ① 福祉施設の機能や目的などについて、法的視点に基づき、理解する。具体的には、当該施設の方針、設備やサービス体制などについて理解する。
 - ② 個々の利用児・者について、発達上の課題、生活環境に伴うニーズを把握し、対応していく力を養う。
 - ③ 施設と家族・地域社会とのつながりについて理解するとともに、その連携にあり方を学ぶ。
 - ④ 社会的養護において子どもの最善の利益を保障する保育士の役割と、施設職員全体のチームワーク(多職種連携)について具体的に学ぶ。
 - ⑤ 児童福祉施設等における保育士として必要となる、資質・能力・技術について把握し、自己の課題を明確化する。

◇ 児童厚生員実習の学修のねらいは以下のように定められている。

- ① 対象児・者の理解を深める。
- ② 児童厚生員・放課後児童支援員の職務や役割を理解する。
- ③ 児童館・放課後児童クラブの機能・役割を理解する。
- ④ 保育所とは異なる地域子育て支援拠点施設である児童館の役割を理解し、地域のニーズに応じた児童健全育成のあり方について学ぶ。
- ⑤ 上記4点をふまえ、社会に貢献できる「遊び力」豊かな保育士・児童厚生員となるための自己課題を見出す。

◇ 児童厚生員実習の学修目標は以下のように定められている。

- ① 個々の利用児・者に対して、発達上の課題や生活環境に伴うニーズを把握し、適切に対応していく力を養う。
- ② 児童健全育成事業において、子どもの最善の利益を保証する保育士・児童厚生員の役割と、職員全体のチームワークについて具体的に学ぶ。
- ③ 児童館・家族・地域社会とのつながりについて理解するとともにその連携のあり方を学ぶ。
- ④ 児童館等児童厚生施設の機能と役割について、より具体的により深く理解する。
- ⑤ 児童館等児童厚生施設における保育士・児童厚生員として必要となる資質、能力、技術について客観的に把握し、自己の課題を明確化する。

第4節 児童厚生一級指導員取得までのプロセスについて

◇ 児童厚生一級指導員の指定科目である座学については以下の通り開講されており、いずれも資格取得のためには選択必修として位置づけられている。

科目名	開講時期
児童館の機能と運営	2年後期
児童館の活動内容と指導法Ⅰ	3年前期
児童館の活動内容と指導法Ⅱ	3年後期

講師提供資料から筆者編集

◇ 児童館の機能と運営を履修ことで児童厚生一級指導員取得がスタートとなる。一方で

一級指導員の取得を主眼としない学生も履修することができるとしている。これは、少なからず児童館に関する理解を築き、視野の広い子育て支援者養成ことを狙いとしている。

- ◇ 児童館の活動内容と指導法Ⅱ修了後、保育実習Ⅲ及び児童厚生員実習として児童館の実習に臨むにあたり、3年後期終了後学生の意向確認を実施する。
- ◇ 既に3年後期までの間には、保育士実習として保育園20日間及び施設実習10日間、教育実習(幼稚園)10日間を修了している。これら複数の実習は、児童厚生員実習に臨む前に、自らの適性を見極め、意思を確認するフィルタリングの機能を果たしている。

第5節 インタビューを通して確認された事柄

- ◇ 就職活動を見据えた場合、一級指導員については具体的説得能力が高くない状況である。
- ◇ B学科のように保育士養成校に通う学生は、文字通り保育士を目指して入学してくる学生が大半であるため、実習場面等において「子どもとの関係性の構築」にはスムーズに受け込むことができる。
- ◇ 一方で実習では、保護者との接点が少ない。当然、就職後の保育現場では子どもの対応と同じくらい保護者との関係づくりを求められるが、この点で戸惑いを感じる学生が多い。
- ◇ 児童館実習を通して学生に期待することの一つとして、多様な人間(年齢や立場ほか)、中でも親などの保護者へ接する経験を重ねることがある。0～18歳の児童や保護者、地域の多様な大人が出入りする児童館に身を置くことで、それぞれの立場の違いを理解しながら関係性に責任を持つことの大切さを学んでほしいという意図がある。
- ◇ 学生を指導する立場として最も伝えたことは手遊びや工作が上手にできるようになることではない。目の前の子どもに(真剣に)向き合う姿勢であり、その子どもが持つ多様な背景に柔軟に対応できる資質と感性を養うことである。

※開講年次の関係で、2019年8月頃～児童館実習が開始される見込み。

第6章 新潟医療福祉大学社会福祉学科における児童館実習に関する検証

第1節 新潟医療福祉大学における社会福祉士関連実習と児童館実習

◇ 新潟医療福祉大学社会福祉学科では、社会福祉士の指定科目である、相談援助実習 180 時間以上の要件に加え、相談援助実習Ⅰ・Ⅱを独自科目として位置づけている。

科目名称	開講時期	履修	実習日数	実習施設	実習形態
相談援助実習Ⅰ	1 年前期	必修	3 日程度	社会福祉施設・機関等	見学
相談援助実習Ⅱ	2 年前期	選択必修	40 時間 (5 日程度)	社会福祉施設等	配属 (体験実習)
相談援助実習Ⅲ	3 年前期 ・後期	必修	180 時間以上 (23 日間程度)	社会福祉施設・機関等	配属 (本実習)

◇ 社会福祉士関連の実習科目と児童館実習の関係性は以下のとおりである。相談援助実習Ⅱの5日間は、児童館実習Ⅰに読み替え、児童館での総実習期間が10日間以上になる。

科目名	配当年次	日数等
相談援助実習Ⅱ（体験実習）	第2年次・前期	5日間
児童館実習Ⅰ	第2年次・前期	5日間
児童館実習Ⅱ	第3年次・後期	10日間

◇ 新潟医療福祉大学社会福祉学科における児童館実習Ⅰの学習目標は以下のように定められている。

- ① 児童館・放課後児童クラブの1日の流れや活動内容を客観的に捉えることができる。
- ② 児童館・放課後児童クラブの利用者の様子及び職員の役割と対応を観察し、児童厚生員の業務の基本を理解することができる。
- ③ 実際の業務を通じて児童厚生員としての自己課題を検討することができる。

第2節 児童厚生一級指導員取得までのプロセスと現状について

◇ 一級指導員養成課程の流れと開講科目は以下のとおりである。

取得プロセスと開講科目名	時期	備考
(養成課程希望者面接・選考)	1年後期(9月～1月)	
児童館の機能と運営	2年前期	養成課程学生のみ
相談援助実習Ⅱ	一体的に行う	事前・事後指導兼ねる
児童館実習Ⅰ(相談援助実習Ⅱ)	2年前・後期(8月～9月)	
児童館の活動内容と指導法Ⅰ	3年前期	
児童館の活動内容と指導法Ⅱ	3年後期	(実習事前指導兼ねる)
児童館実習Ⅱ	3年後期(2月～3月)	

筆者作成

※2019年度3年生が初めて児童館実習Ⅱに臨む。

- ◇ 2019年度より「児童館の機能と運営」については、養成課程のみの履修と変更を加えた。(2018年は条件付けなし)
- ◇ 第5章で取り上げたA大学では、児童館実習は複数回ある実習の中で最も後半に位置づけられていた。保育士実習を通して、自らの適性を見極め将来のキャリア形成に向けて考える機会を設定している。これに比べ新潟医療福祉大学では面接等の一定の選考ののちにすべての科目を履修する形となっている。相談援助実習Ⅰの内一部学生は新潟市内の児童センターを見学することはあるが、全学生ではない。具体的な児童館に対するイメージは、児童館の機能と運営の履修を通して形成していく。
- ◇ 実際、2018年度児童館実習Ⅰを終えた学生の中で養成課程の辞退希望する学生が1名あった。自身の資格取得と職業ビジョンを考えたいという選択であった。

第3節 児童館実習Ⅰ(相談援助実習Ⅱ)での学びの実際

- ◇ 児童館実習Ⅰ総括レポートの記述を通して学生の学び様子を概観する。レポートテーマとして「体験実習を通して気づいた自己課題」と設定し、実習終了後1か月～2か月後に記入させている。

◇ 利用者理解や関係性の構築に関すること

- ・利用者とその日の関わりを大事に信頼関係の構築を目指すこと
- ・客観的視点と積極的介入や関わり場面の使い分けが必要であること。
- ・会話に幅を持たせるなどのコミュニケーション能力の不足
- ・対応する利用者の特性に合わせた臨機応変な対応(道具やルールの工夫など)
- ・児童との適切な距離感を保つこと。
- ・児童を個別的に捉える視点
- ・乳幼児の発達についての理解

◇ 自身の行動や視野、判断に関すること

- ・観察を十分に行ったうえで次の行動に移すこと
- ・冷静に利用者の様子や職員の動きに注目すること
- ・全体を見渡す視野を持ち、次のことを意識に入れて動くこと。
- ・ヒヤリハットの事象に対して自らの対応方法を想定しておくこと。
- ・自らをコントロールすること。児童の率直で表面的な表現(つまらないなど)に自らの気持ちを落ち込ませない。
- ・自分の感情を相手にうまく伝えられないこと。
- ・表情や声色、言葉遣いの意識化。
- ・視野を広げるため、自分中心の動きではなく、周囲の一人一人の立場にたって考える
- ・思考する際に多面的に捉えること
- ・実習場面において職員から与えられた業務内容や作業について、その仕事のもつ意味を考えること
- ・多様な場面において、優先順位を考え、適切な行動を選択すること。
- ・失敗を恐れず思い切りやること

◇ チームワーク、連携に関すること

・対応に苦慮する場面において、すぐに職員の助けを求めてしまい、自らで考えることをしなかったこと

・職員同士が常に情報交換を行い、お互いに相手に感謝の言葉を交わすことで助け合うことができる関係性を構築していた。(複数の実習生がいた場合)困難場面によっては実習生同士の助け合いも必要であること。

◇ 利用者との関係性づくりのためのコミュニケーションや距離感といった基礎的な部分に気づくことができていた学生が多くみられた。また、自己課題として自らの行動の癖から、自己覚知を広げるよう振り返りをしている。

◇ 一方で、ほぼ全員が部分実習的な位置づけとして企画案を実行した。そんな中であって具体的な遊びの方法や内容に関することの記述はほぼみられていなかった。

第4節 児童厚生員養成に関する意見交換会

◇ 2018年度児童館実習Ⅰとして受け入れを行った10施設に対して、意見交換会として参加を募ったところ、以下の通りの参加があり、意見交換がなされた。また欠席施設からもFAXにて意見が寄せられた。

【実施概要】

◇ 日程：2019年3月8日(金) 13:30～15:00頃

◇ 参集者：2018年8月～9月にかけて児童館実習Ⅰ(相談援助実習Ⅱ)において10日間、実習生を受け入れて指導を行った児童館職員及び指定管理団体長 7名

◇ 寄せられた要望・意見等

◇ (実習)日程が児童の来館の少ない時期にあっており、必然的に行事も少ない時期になり、学生が経験できる業務内容が掃除や草取り等に偏ってしまう。

◇ 児童館は乳幼児親子対象の子育て支援の充実を図ることも大切な役割である。具体的には乳幼児の遊びの理解や発達(に関すること)の学びが必要になる。実習期間中に体験できるように工夫するか、カリキュラムの中に入れるか、検討

してほしい。

- ◇ (児童館)実習Ⅰの学びで学生が来て感じたことは「児童館とは?」(という基本的なこと)からの学びであった。
- ◇ 実習だけではなく、ボランティア活動の一つとして、学びの一つとして足を運び事前学習に来ていただくことも可能である。
- ◇ どのようなことを大学で学んで実習に来られるのか知りたい。
- ◇ 実習前指導のなかでアイスブレイクになる様な自己紹介のネタをいくつかしこんでいただけるとありがたい。(子どもと仲良くなるには工夫が必要である)
- ◇ 話の聞き方、記録の書き方のレベル非常に高いと感じた。寄り添う力がある。
- ◇ (児童館実習Ⅱの前に)大勢の子どもに何か教えるための指導が必要である。30人程度の子どもを引きつける運動系遊びと10人前後の子どもに教える工作・手芸系の活動の両方ができる(と良いと思われる)。
- ◇ (来館児童と似ており)実習生も「指示待ち」が多く、(指導者側から何かしら聞かないとわからない。そういった場合は、一緒に考え、行動の結果を逆算等することを通して感情を共有するよう努めている。
- ◇ 子どもが自らをあらゆる危険から自分を守ることが大切である。この「危険対処能力」について職員から子どもに教えることが重要である。
- ◇ 何気ない言葉のやりとりであっても、関係性に責任を持つことが大切である。
- ◇ 運営委員会において、児童館に対して地域からの本音が聞かれる。いじめなどが社会問題している中で子どもにとっての第3の居場所(としての児童館)が大切である。
- ◇ 吸収性の高い(感性が豊かであるだろう学生の)時期に自分を伸ばしてほしい。
- ◇ (実習受入施設側の)実習指導している者の質が問われている。
- ◇ 児童厚生員の養成校は全国的に減ってきているようだ。世間的認知度が低いことも関連しているのではないか。人材育成を通して(児童館に対する)社会的な認識を向上させたいと思い、実習生受入を承諾し指導にあたっている。
- ◇ 実習生である学生さんは、来館児童と比較的年齢も近く関係性も構築しやすい様子が見られている。一方で多様な方が集う児童館においては、(学生であっ

ても)1人の職員として見られている意識が欠かせない。

第5節 学生の振り返りと実習指導者の意見の比較を通して

- ◇ 利用者との関係性に責任を持つことや積極的且つ計画的に実習に臨む等の課題については、実習生の自己課題と一致する点が多くあった。
- ◇ 一方で、学生の自己課題との反対に、乳幼児の遊びや来館児童とのアイスブレイク、遊びの展開技術を求める意見も多くみられた。部分実習の企画書などの指導を求める声も聞かれた。
- ◇ 学生が自己課題と感じた点と、実習指導者側の学生に伸ばしてほしいと考える能力の間には、一致する部分と異なる部分がある傾向がみられる。

第7章 検討と考察

第1節 共通する指摘事項

- ◇ 今回の調査検討や先行研究のレビューを通して児童厚生員養成に関して指摘されている事柄を以下にまとめる。

【児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に対する調査研究報告書】での指摘

- ◇ 資格認定要件に大きな違いがある。(養成校教育課程と現任者研修では、学習時間や内容に相違点がある)
- ◇ 児童厚生員の専門性の確保と質の担保のため、児童厚生員資格制度の整備行うことが提言されている。育成財団の認定児童厚生員資格制度の枠組みを基礎として児童厚生員資格制度の構築を進めていくべきである。

【インタビュー調査での指摘】

- ◇ 実習指導者として(教員としても学生に)伝えたいことは手遊びが上手にできるようになることではない。目の前の子どもに対する姿勢や向き合い方、相手のもつ多様な背景に丁寧に対応する(人間性の醸成等)ことである。

【児童厚生員における保護者支援の意識に関する研究】での指摘

- ◇ 児童厚生員の専門性を高めていくためには、児童厚生員の資格取得を拡大し、専門

職として「児童厚生員の取り組み」を積み重ねていくことが重要である。

【中堅児童厚生員等研修会で重点化されている事柄】

- ◇ 地域福祉の観点から地域の子育て環境づくりを担う児童ソーシャルワーカーとして期待されている。

【児童厚生員養成に関する意見交換会にて出された意見】

- ◇ 児童館実習を通して、児童館職員という職業観・仕事観とどの程度結びついていくか疑問が残る

第2節 考察

- ◇ 異なる地域性が、その運営に大きく関係する児童福祉施設としての児童館は、地域福祉施設と言い換えることができる。
- ◇ 改正児童館ガイドラインの具現化のために、児童厚生員のソーシャルワーク機能の具現化と見える化が急務である。
- ◇ 養成校と児童館現場がパートナーシップを組んで指導、育成を行う児童館実習について、その枠組みをソーシャルワークの観点から再考する必要がある。特に日本におけるソーシャルワーカー資格である、社会福祉士の養成課程における実習プログラミングの考え方を活かすことは有用である。
- ◇ 遊びを基本とした個別支援の視点は、実習のベースとなる。遊びに関して「利用者との関係構築のためのツール」であると考えその多様性を習得する。部分実習及び責任実習といった実習プログラムは、個別ニーズの把握の視点に内包される。最重視される点として、「遊ぶことが目的」化することを避けなければならないことである。

第8章 児童館実習プログラミングに関する提言

◇ 本研究の総括として、児童館実習Ⅰ・Ⅱに関する基本的プログラミングを提言する。

◇ 児童館実習Ⅰ・Ⅱはある程度連続性をもったものが望ましい。

- ① 可能な限り連続した20日間とする。
- ② 児童館実習Ⅰ・Ⅱは同一施設が望ましい

◇ 実習事前指導としてはプレイワーカーとしての準備を進める

- ③ 遊びを基本としない児童館は存在しない。でも遊びを習うことは児童館のすべてではない。よって小学生と関係性を築くきっかけとして、最低限導入部分の遊びに関しては、スキルを身につけておく。
- ④ プレイワーカー像を具体化することで、実習に対する成功イメージを大きくする。

◇ 実習の段階的发展論

【実習初期】

実習期間：おおむね1～7日目

実習主テーマ：施設特性「拠点性」を学ぶ

具体的実習想定内容：

- ① 児童館の業務全般の体験
- ② 当該実習先の多数を占める利用者に対する関係性の構築
- ③ 主に小学生(のことが多いことが想定される)に対する遊びを基本とした関係性の体得(乳幼児であったり、中学生である場合もあり)
- ④ まとめとしての1回以上の企画案実施
(学生個人の主熟度に応じて評価し、部分実習もしくは責任実習には選択の幅を持たせる)

実習初期からはじめる取り組み：

- ・ 利用児童の様子観察を通じた行動アセスメントシートを作成する。
- ・ 小さな変化などに気づく目を養うことを目指す。実習指導職員からフィードバックの時間を設け、その日見た(関わっていた)児童の具体的行動を挙げる。(問題行動に限らない)子ども一人ひとりの行動の背景を考えるトレーニングを積

む。

【児童館版 行動アセスメントシートの例】

直前の遊びの状況	子どもの行動	結果
→	→	

筆者作成

【実習中期】

実習期間：おおむね 8～14 日目

実習主テーマ：施設特性「多機能性」を学ぶ

具体的実習想定内容：実習初期の内容に加え以下の取り組みを行う。

- ① 保護者参加型企画の立案・実施。「乳幼児とその保護者」「小学生とその保護者」など 2 者以上がかかわる活動を考案し展開する。(利用者とのかかわりに幅をもうける中で、行動アセスメントの視点を広げる)
- ② 当該実習施設の虐待が疑われるケースなどの対応状況を明らかにする。
- ③ 学校機関等の連携状況を把握する。

【実習後期】

実習期間：おおむね 15～20 日目

実習主テーマ：施設特性「地域性」を学ぶ

具体的実習想定内容：

- ① 地域住民参加型企画への参加。「乳幼児とその保護者」「小学生とその保護者」とそれらを「地域で支える住民」など 3 者以上がかかわる活動への参加、体験する。
 - ◇ 地域との関係性の構築については実習期間のみで成立することは困難である。そのため、立案・実施にこだわらず、参加、体験という形態をとる。
- ② 児童館をめぐる地域でのフィールドワーク

◇ 具体例

- ・ 当該児童館の運営委員会を務めている委員に対して児童館とのかかわりの様子やこれまでの経緯を面接する
- ・ 民生児童委員への児童館に対する認識を聞く

謝辞

本研究を遂行するにあたり、調査ご協力いただいた養成校の教員の方、研修会参加者及び主催者の皆様にお礼申し上げます。そして、この度の研究助成をお認めいただいた一般財団法人児童健全育成推進財団へ心より感謝申し上げます。

児童館のための 実習生受入マニュアル



一般財団法人 児童健全育成推進財団

はじめに

全国の児童館・放課後児童クラブのみなさん。みなさんのところでは「実習生」の受け入れはどのようにされていますか？ 充実した実習プログラムを持っているところもある一方で、何をどうしたらいいのか分からないところや、アルバイトやボランティアと同じような扱いをしてしまっているところもあるようです。

いま全国に児童厚生員養成校は44校あり、毎年約600人の学生が実習に励みます。それに加えて保育所等へ就職する学生も実習先の一つに児童館を選ぶケースが増えています。福祉を目指す学生にとって、施設実習は最も貴重な学びの機会と言っても過言ではありません。

このマニュアルは、児童館・放課後児童クラブのみなさんが、そんな実習生を受け入れる際の一手となるべく作成しました。この機会に実習生の受け入れを今一度見直してみませんか。

1 児童館で実習生を受け入れる意義

(一財)児童健全育成推進財団では、保育士・社会福祉士・幼稚園教諭を養成する大学・短期大学等に対して、児童厚生員養成課程の認定を行っています。認定を受けた学校では、児童館の活動内容や遊びを通じた支援(2級)、地域福祉や児童ソーシャルワーク(1級)について学び、児童厚生2級指導員資格、もしくは児童厚生員1級指導員資格を取得することができます。

児童館実習は、学生が地域における児童館の役割を肌で感じる貴重な機会です。児童館にとっても次代を担う人材の育成は大切な使命ですし、たとえその学生が児童館に就職しなくても、健全育成や児童館の理解者を福祉や教育の現場に送り出すことには大きな意義があります。子どもたちも新鮮な遊び相手に活気付きますし、職員も純真な学生から学ぶことが少なくありません。児童館実習は児童館に新しい風を呼び込む一つの機会ととらえ、可能な限り積極的に取り組むことが望まれます。

児童健全育成推進財団が定める児童館実習

ねらい	児童館・放課後児童クラブの現場で実際に業務を体験することで、児童館や放課後児童クラブの活動を理解するとともに、自分自身の適性を改めて見つめ直す。		内容
	1級	2級	
児童館実習Ⅰ (実習10日・2単位)	○	○	児童館における10日間の実習。※ 実習のオリエンテーション、実習記録の取り方。 児童館・放課後児童クラブの1日の流れや、利用者の様子、多様な活動内容、職員の役割や声掛けの実際等について理解する。 ・条件によっては5日間に限り、放課後児童クラブで実習することも可とする。
児童館実習Ⅱ (実習10日・2単位)	○		児童館における10日間の実習。 「児童館実習Ⅰ」の内容に加えて、配慮を要する児童への対応や、地域のネットワークづくり等、児童館・放課後児童クラブが担う児童ソーシャルワークの実際について理解する。

※学校によっては10日以上実施する場合もあります。

2 児童館で行う実習の形態

実習の際には、以下の表で示すような形態で実習生の理解を深めていくようにします。児童館の活動形態に合わせて臨機応変に行いましょう。

観察実習

主に児童館の活動の流れを観察し、職員の動きや役割を理解します。また、子どもたちと遊びながら児童館での子どもの過ごし方を理解します。



参加実習

プログラム等に参加し、子どもたちと関わります。また、児童厚生員の活動の補助しながら、具体的な指導法を学びます。



部分実習

プログラムの一部について計画し実行します。例えば、乳幼児クラブのパネルシアターを担当するなどです。



責任実習

プログラムの全体を企画し実行します。学生は指導案を作成するとともに、当日、プログラムの進行を担当します。



これらの形態で実習を行いながら、各段階で、指導者が学生に対して振り返りと指導を行っています。

3 実習生受け入れまでの流れ

児童館実習は、学校から児童館への実習依頼（電話・依頼文）から始まります。依頼内容をよく確認した上で、受け入れを承諾（承諾書の返送）します。学生は、保育園実習や他の施設実習を終えている場合が多いので、実習に向けての準備や実習日誌の書き方などの一定のルールやマナーを身につけていると思われます。しかし、実習前の事前指導の内容は学校によってまちまちで、児童厚生員資格の取得を目的としない学生も参加しているため、児童館の役割や存在意義の理解を含めた丁寧な事前オリエンテーションを行う必要があります。その際には、「実習計画」を事前に作成して、実習期間中の流れを明確に示すことができるようにしましょう。また、「実習計画」の作成に全職員が関与することで、実習に対する職員の意識の統一を図ることが大切です。



実習計画作成のための留意事項

実習計画の作成にあたっては、学生が児童館の仕事を網羅的に体験できるように計画することが必要です。乳幼児、小学生から中学生以上の年長児童までの幅広い年代と関わりをもてるのが児童館の最大の特徴です。各年代と出会う機会を意図的に設定しましょう。また、保護者や地域の方々との職員の関わり方を間近で目にするこも、児童館の仕事を理解するうえで大変重要なことです。先方に断りを入れたうえで同席させてもらうなどの工夫をしましょう。関係機関との連携についても、口頭で説明するだけでなく、実際にやり取りの相手がいる場面に立ち会うことができるようにしましょう。

次のページに実習計画の一例を示しました。あくまでも参考例ですので、自分の児童館の活動実態に沿った計画を作成してください。乳幼児親子の活動や年長児童向けのプログラムを行っていない場合は、近隣の施設に見学に行くなどの工夫をして、学生が児童館の仕事を幅広く体験できるよう配慮してください。

実習計画の例

〇〇児童館実習計画		
〇〇短期大学2年 実習 花子		
事前オリエンテーション 〇〇年〇月〇日() 〇時~〇時		
実習期間 〇年〇月1日(月)~〇月22日(土) 9時~18時		
〇月	午 前	午 後
1日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 乳幼児親子対応(観察)	小学生受け入れ準備 館内ルールの確認 小学生対応(参加) 閉館準備 一日の振り返り
2日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 乳幼児親子対応(参加)	児童クラブの運営方針の確認(説明) 児童クラブ受け入れ準備 利用児童対応(観察) おやつ準備 利用児童送り出し 振り返り
3日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 乳幼児親子対応(実習)	児童クラブ受け入れ準備 利用児童対応(参加) おやつ準備 利用児童送り出し 振り返り
4日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 乳幼児親子対応(責任実習)	児童クラブ受け入れ準備 利用児童対応(参加) おやつ準備 利用児童送り出し 振り返り
5日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 〇〇市の子ども関連施設について(説明) 近隣児童館見学	実施予定の行事の内容と目的(説明) 小学生対応(参加) 閉館準備 一日の振り返り
6日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 運営協議会参加(見学)	行事実施準備(作業) 行事実施(参加) 小学生対応(参加) 閉館準備 一日の振り返り
7日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 避難訓練打ち合わせ	責任実習企画立案(小学生向け) 小学生対応(参加) 閉館準備 一日の振り返り
8日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 関係機関との連携について(説明) 関係機関見学(小学校・保健福祉センター)	責任実習準備(作業) 小学生対応(参加) 責任実習(小学生向け企画)実施 閉館準備 一日の振り返り
9日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 乳幼児親子の受け入れ準備 親子向け避難訓練(地震時の対応)	小学生対応(参加) 中高生タイム(参加) 閉館準備 一日の振り返り
10日目	1日の流れの確認 開館準備 清掃 施設点検(チェックリストの使い方) 学童クラブ保護者会参加(見学)	小学生対応(参加) 避難訓練(地震時の対応) 閉館準備 実習の振り返り

4 事前オリエンテーション

(1) 実施方法

実習に入る前に、児童館について、また実習の内容や留意事項について学生に知っておいてもらうことは、学生に安心して実習に取り組んでもらい、多くを学んでもらうための基礎となります。

また、児童館にとっても、忙しい日常業務の中で実習を受け入れるのですから、事前に学生と施設特有の事情や子どもと接するときの注意事項などの確認を行うことは、トラブルを避けるためにも必要なことです。

実習の初日より前に、一度学生に来館してもらい対面して行います。できれば館長と実習担当の職員が揃ってきちんと対応します。職員体制や業務の関係でどちらかが席を外すことはやむをえませんが、顔合わせだけで終わりという事ではなく、しっかり時間を取って行いましょう。

(2) 押さえるべき内容

持ち物、着替え、急な欠席・遅刻等の連絡方法等の他、以下のような内容について学生に伝える必要があります。

①児童館について

学生は学校で児童館について学んできますが、その知識や理解度は様々ですから、改めて児童館の基本事項について説明します。あるいは学生に「児童館とはどういう施設なのか」をプレゼンしてもらうのも有効です。そうすると、その学生の理解度を把握することができますので、何を補って説明すればいいのかが明確になります。プレゼンの準備を事前課題とするのも一つの方法でしょう。

学生は、児童館と放課後児童クラブの違いや関係性についてよく分かってないことが往々にしてあるので、このことについてもしっかりと理解してもらうことが必要です。

また、児童館には運営形態が様々あるということに加えて、各館の特徴や特殊な事情などについても、説明しておくといでしょう。

②児童厚生員・館長について

職員や館長の役割についても説明します。職員の仕事が子どもの安全管理だけではないことや、子どもとともに活動することの意味などについても伝えます。

また、館長は、職員や施設全体の管理に加えて、地域と児童館をつなぐ役割や、行政に対して働きかけていく役割も大きいことを伝えます。実習では見えにくいことですが、

児童館の仕事を知るうえで館長の役割はとて重要です。このことを意識して館長の動きを観察すると、見えてくるものがあります。

③実習スケジュールについて

児童館の行事や会議などで、ぜひ見てほしい、関わってほしいことがある日程を伝え、学生の都合もしっかり聞いたうえで、日程を決定します。

大きな行事等で定時に終わらないなど、日常の実習時間と変更がある場合には、事前に学生に伝えるとともに、学校へも連絡し相談します。

④安全への配慮について

非常時は落ち着いて職員の指示に従って行動するよう伝えるとともに、予め避難経路についても確認しておきます。

子どもを守ることにについては、保育や福祉、教育関係の学生なので概ね理解していますが、同時に「(精神的・身体的に)自分自身を守ることも大切である」ということも説明しておきましょう。子どもに自分や自分の物を傷つけられたときには、子どもにそのことを見つめさせることが成長につながることも含め、必ず職員に報告してもらいようにします。また、むやみに子どもを抱っこしたり、身体に触れたりする行為は、たとえ善意で行ったとしても、子どもを傷つけたと誤解される場合もありますので、そのことも伝えておきましょう。

なお、実習にも守秘義務が課せられることについては、しっかり伝える必要があります。そのうえで、課題のある子どもや家庭への対応について、職員の取り組みが理解できるようにきちんと説明しておきましょう。



5 実習生受入期間中の留意点

(1) 利用者との関わり

児童館が、0～18歳未満の児童と保護者、地域の育成者などが入り出する施設であることを学生に説明し、声の掛け方や対応の仕方について丁寧な指導を行うことが大切です。

また、職員の守秘義務については、事前に十分な理解を得られるよう指導します。利用者との連絡先の交換や児童館外での個人的な付き合い、物品のやり取りの禁止などはもちろんのこと、SNSによる利用者や実習施設の写真や情報の流出にも厳重な注意が必要です。実習中は携帯端末の携行・使用を禁止することも必要です。

(2) 実習の活動内容

児童館実習は学生が幅広い年代の子どもや保護者、地域の育成者と直接触れ合う経験をしながら、職員の役割・動きを観察・経験する貴重な機会です。見守りなどの安全管理に留まらず、子どもと関わりを持てるようにしましょう。子どもたちとの関係性を深めていく中で、子育て支援プログラムの手遊びやパネルシアターを担当したり、小学生向けのプログラムの企画・運営などの責任ある活動を担当できるように段階的な指導を行きましょう。また、職員が保護者や地域の方々とコミュニケーションを図っている様子を実際に目にする機会をつくるような配慮も必要です。

(3) 振り返り

1日の実習の最後に、短時間でも振り返りの時間を設けましょう。学生の感想や疑問、不安を聞くことはその学生の確実な成長につながります。振り返りを行ったうえで実習日誌に向き合えば、学びを更に深めることができます。学生の振り返りは、できなかったことへの反省に偏りがちですが、職員からプラスの評価を伝えることで、明日へのモチベーションにもつながります。



(4) 実習日誌

実習日の活動内容、所感、反省点などを、実習期間中毎日記入することは、学生にとってとても大切な作業です。その日の出来事を簡潔に文章化し記録することで表現力、思考力を鍛えることになります。実習日誌の確認にあたっては誤字脱字の添削に留まらず、疑問点への回答やアドバイスを含めた指導を行いましょう。

業務の都合で、その日のうちに日誌の確認ができないこともあること、その場合にはどのように対応するかを伝えておきましょう。

また、たとえ書き込むのが遅れてしまっても確認印のみということなく、学生の行動についての評価や疑問に答える書き込みを必ず行いましょう。

(5) 巡回指導

巡回指導に来館した教員には、学生の様子を伝えるだけでなく次年度以降の実習につながるように、館としての実習のねらいや実習の事前指導への要望なども伝える機会にしましょう。



(6) その他、実習生への配慮

①実習生の貴重品や私物を置く場所の確保

トラブルを避けるためにも、鍵のかかる荷物置き場を用意するか、貴重品を預かることが必要です。また、携帯端末は持ち歩かない旨を最初に伝えましょう。

②予定の急な変更等について

児童館の日常は次々にイレギュラーなことが起こるなど、常に流動的に動いていることがあたりまえです。しかし、学生はそのような経験が少ないですし、また遠慮などもあり、お昼休みがずれてしまったときに、どうしたら良いかわからなくてお弁当を食べ損ねた等といったケースもあるようです。予定を変えるときなどは、その理由を説明するなど、丁寧に対応するよう心掛けます。そのことで学生は、児童館がいつでも臨機応変に状況に対応する職場だということも理解していきます。

③不用意な発言に注意

学生は児童館現場への興味とあこがれを持ってやってきますが、同時に自分の適性や児童館という職場に対して不安な気持ちを抱いていることも確かです。不用意に否定的な発言をすると、それがマイナスの気持ちに働きかけて、学生を不必要に失望させてしまうことになりかねません。ぜひとも、児童館の魅力や仕事のやりがい、みなさんのこの仕事にかける情熱などをお伝えして頂ければと思います。



6 実習生の評価

児童館で実習指導を引き受ける際に重要な点として「実習生の評価」があります。各学校ごとに内容は異なりますが、挨拶や身だしなみ、言葉使いなど社会人としてのマナーや、子どもへの関わり方、日誌の内容など様々な評価ポイントがあり、その上で実習生としての総合的評価を記載することが求められます。

この評価をもとに、学校側で事後指導が行われた後に、実習に関する単位の認定が行われます。学生にとっても大きな意味を持つものになりますので、慎重に評価を行う必要があります。

学生の動きや理解が芳しくなく、「この学生は子どもに関わる仕事についていいものだろうか？」と児童館側が悩む場合もあるでしょう。10日間ほどの関わりで「不可」に当たる評価をすることはよほどのことがない限り難しいと思われれます。そのような時には、学校の教員とコミュニケーションをとり、最終的には学校側に判断を求めても構いません。

7 児童館ならではの实習

児童館で実習を行う学生の全てが、児童館で働くことを求めているわけではありません。むしろ、幼稚園・保育所で働きたいと思っている学生の方が圧倒的に多いと思われれます。近年、幼保小連携や保護者対応などが保育の世界でも注目されています。しかしながら、現状の保育者養成カリキュラムでは、学生たちが小学生や保護者に触れる機会はほとんどないのが現状です。

児童館実習では、学生は0歳から18歳未満と幅広い子どもと関わります。このことは、学生が子どもの発達について幅広く理解することに役立ちます。また、乳幼児プログラムを中心として、児童館には保護者も多く来館します。子どもに向ける保護者のまなざしなど、子どもと保護者の絆を間近で感じることができるのも児童館実習の魅力の一つです。

一方で、小学校高学年以降の児童や保護者に対して苦手意識があるのも学生の実情です。自分から積極的な関わりを持たない学生に対して、関わり方を指導していくことも大事です。

養成校からのメッセージ

教員が児童館実習を巡回していて感じる場合があります。それは、学生が学校内で見せる姿は、その学生の本来の姿のほんの一部であるということです。実習先での学生は普段とはまた違った真剣な表情や生き生きとした笑顔を見せています。また、普段はしっかりとしている学生が、予想外に不安な表情を浮かべている場合もあります。このような学生たちの様子を知る機会は、教員にとってその後の指導の大きなヒントとなります。また、職員の方から教えていただく学生の様子も、教員にとっては新鮮な情報です。ぜひ、ご指導される職員の方とのコミュニケーションを大切にしていきたいと思っています。

児童館から学生の様子を教えていただくことは本当にありがたい事なのですが、昨今はお忙しく、お互いに調整しても巡回時になかなかご担当の職員の方とお会いすることができない場合もあります。そのような場合でも、他の職員の方に学生の様子をお伝えいただき、巡回時に聞かせていただけると幸いです。

一般財団法人 児童健全育成推進財団

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-12-15 日本薬学会ビル7F
TEL 03-3486-5141 FAX 03-3486-5142 <http://www.jidoukan.or.jp/>

参考文献

- ・厚生労働省 平成 29 年子ども・子育て支援推進調査研究事業報告書「児童厚生員の処遇や資格の現状と課題に関する調査研究」 2018 年
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館 理論と実践」 2007
- ・児童館・放課後児童クラブの研修体系と資格制度のご案内 2017
- ・一般財団法人児童健全育成推進財団「児童館のための実習生受入マニュアル」 2018
- ・一般社団法人日本社会福祉士養成校協会「相談援助実習指導・現場実習教員テキスト第 2 版」 2015 年
- ・公益社団法人日本社会福祉士会「社会福祉士実習指導者のための相談援助実習プログラムの考え方と作り方」 2016 年
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「指定保育士養成施設における保育実習の実施基準について」 2001 年
- ・厚生労働省こども家庭局長「児童館ガイドライン」 2018 年